

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にて継続使用する一部のものを除き、その機能に係る設備を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>a. 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>b. 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、<u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を設置する。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、<u>基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「ロ. (1) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ. (2) (ii) 重大事故等対処施設</u></p>	<p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、必要な情報を伝送し、必要な情報を把握できる安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波及び基準津波を超え敷地に遡上する津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「ロ. (1) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ. (2) (ii) 重大事故等対処施設</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違（東二固有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>する耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、<u>中央制御室とは離れた位置</u>に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側から<u>室内</u>に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<u>身体サーベイ</u>及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。<u>身体サーベイ</u>の結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、<u>身体サーベイ</u>を行う区画に隣接して設置する設計とする、</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を<u>設ける</u>。</p> <p>重大事故等対処設備(居住性の確保)として、緊急時対策所<u>遮へい</u>(緊急時対策棟内)、<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタを使用する</u>。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、<u>かつ</u>、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内でのマスクの着用、交代要員体制、<u>安定ヨウ素剤</u>の服用及び仮設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない<u>ことを判断基準とする</u>。</p> <p>緊急時対策所<u>遮へい</u>(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>に対する耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないように、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、<u>中央制御室のある建屋から十分な離隔を設けた場所</u>に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から<u>緊急時対策所内</u>に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<u>身体汚染検査</u>及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。<u>身体汚染検査</u>の結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、<u>身体汚染検査</u>を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を<u>設置する設計とする</u>。</p> <p>重大事故等対処設備(居住性の確保)として、緊急時対策所<u>遮蔽</u>、<u>緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置と緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計</u>、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>、緊急時対策所エリアモニタを<u>設置する</u>。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(2011.3.11)と同等と<u>仮定した事故</u>に対して、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、<u>安定ヨウ素剤</u>の服用及び仮設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない<u>設計とする</u>。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所<u>遮蔽</u>は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の<u>緊急時対策所非常用換気設備</u>は、重大事故等が発生した場合におい</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の<u>緊急時対策所換気設備</u>は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所<u>遮へい</u>(緊急時対策棟内)の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離<u>その他</u>の<u>適切に防護するための設備を設ける設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の<u>緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</u>及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、<u>室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及び加圧判断に使用する可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所(緊急時対策棟内)において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)で表示できるよう、<u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置</u>を設置する設計とする。</p> <p><u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</u></p>	<p>て、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所<u>遮蔽</u>の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離、<u>その他に燃焼ガス又は有毒ガスから適切に防護するための設備を設ける設計とする。また、緊急時対策所災害対策本部内に緊急時対策所用差圧計を設置し、災害対策本部内が正圧化されていることを確認、把握可能な設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所の<u>緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、<u>災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、災害対策本部内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減するための判断と加圧のための判断が確実におこなえるよう、緊急時対策所内外の放射線量を監視、測定するための可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、<u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u>を設置する設計とする。</p> <p><u>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ伝送装置の電源は、非常用所内電源(非常用ディーゼル発電機)に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車から給</u></p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 設備の相違（東二固有）</p> <p>設備名称の相違 設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所(緊急時対策棟内)から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、<u>地方公共団体</u>、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の通信連絡設備として、<u>携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備(電源の確保)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、<u>緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</u>を使用する。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを、予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて、燃料を補給できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、「チ. (1) (iii) <u>遮へい設備</u>」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備は、「チ. (1) (iv) 換気設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、「チ. (1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。</p> <p><u>可搬型エリアモニタ</u>は、「チ. (2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。</p>	<p>電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、<u>自治体</u>、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために、通信設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信設備として、<u>衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備(電源の確保)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、<u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び緊急時対策所用M/C</u>を使用する。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを2台設置することで、多重性を確保する設計とする。また、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、1基で緊急時対策所用発電機を7日間連続運転できる燃料を有するものを2基設置する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機は、常用所内電気設備からの受電電圧低下を検出することで自動起動し、緊急時対策所へ電源を給電する設計とする。また、緊急時対策所用発電機の運転中は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機給油ポンプにより自動で燃料補給ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽については、「チ. (1) (iii) <u>遮蔽設備</u>」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備については、「チ. (1) (iv) 換気設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、「チ. (1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。 <u>可搬型モニタリング・ポスト</u>は、「チ. (2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載・設備の相違(東二固有)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p>

比較表（6 1 条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p><u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の通信連絡設備</u>は、「ヌ.(3)(vii)通信連絡設備」にて記載する。</p> <p><u>大容量空冷式発電機</u>は、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、事故対応において3号炉及び4号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)、SPDSデータ表示装置、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉ごとに表示・監視できる設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所情報収集設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)(3号及び4号炉共用)</p> <p>(「計測制御系統施設」、「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)</p> <p>個 数 一式</p> <p>SPDSデータ表示装置(3号及び4号炉共用)</p> <p>(「計測制御系統施設」、「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用)</p> <p>個 数 一式</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(3号及び4号炉共用)</u></p> <p>基 数 2</p> <p>容 量 約75且(1基当たり)</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ(3号及び4号炉共用)</u></p> <p>台 数 2</p> <p>容 量 約1.5m³/h(1台当たり)</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備は、「ヌ.(3)(vii)通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車は、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所用発電機</p> <p>個 数 2</p> <p>容 量 約1,725kVA/個</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</p> <p>個 数 2</p> <p>容 量 約75kL/基</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</p> <p>個 数 2</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>*東二は情報収集設備を通信連絡設備に含め記載</p> <p>玄海3・4号固有の記載</p> <p>*東二は、敷地内に二以上の発電用原子炉施設はないため共用の記載なし</p> <p>*東二緊急時対策所の必要な情報の把握設備は、「ヌ.(3)(vii)通信連絡設備」にて記載</p> <p>設備の相違(東二固有)</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>酸素濃度計(3号及び4号炉共用)</p> <p>個数 1(予備2)</p> <p>二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用)</p> <p>個数 1(予備2)</p> <p><u>可搬型エリアモニタ(3号及び4号炉共用)</u>(チ,(2)と兼用)</p> <p>個数 8(予備1)^{※1}</p> <p>※1 <u>放射線管理施設(重大事故等時)の必要個数を示す。</u></p> <p><u>緊急時対策所(重大事故等時)の必要個数は1個(予備1個)とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車(3号及び4号炉共用)</u></p> <p><u>台数 1(予備2)</u></p> <p><u>容量 約1,825kVA(1台当たり)</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(iii) <u>遮へい設備</u></p> <p>放射線業務従事者等の被ばく線量を低減するため、<u>遮へい設備</u>を設ける。</p> <p>b. <u>緊急時対策所遮へい</u></p> <p><u>緊急時対策所遮へい(代替緊急時対策所)及び緊急時対策所遮へい</u>(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合において、<u>代替緊急時対策所及び緊急時対策所</u>(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である<u>代替緊急時対策所及び緊急時対策所</u>緊急時対</p>	<p>容量 約1.3m³/h/個</p> <p>緊急時対策所用M/C</p> <p>個数 1</p> <p>定格電流 約1,200A</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>酸素濃度計</p> <p>個数 1(予備1)</p> <p>二酸化炭素濃度計</p> <p>個数 1(予備1)</p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト</u>(チ,(2)と兼用)</p> <p>個数 10(予備2)^{※1}</p> <p>※1 放射線管理施設(重大事故等時)の必要個数を示す。</p> <p>緊急時対策所(重大事故等時)の必要個数は1個(予備1個)とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(iii) <u>遮蔽設備</u></p> <p>放射線業務従事者等の被ばく線量を低減するため、<u>遮蔽設備</u>を設ける。</p> <p>b. <u>緊急時対策所遮蔽</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>設備の相違（東二固有）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p>

比較表（6 1 条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>(a)代替緊急時対策所</p> <p>以下の設備は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>緊急時対策所遮へい(代替緊急時対策所)(3号及び4号炉共用)</p> <p>(「遮へい設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>一式</p> <p>(b)緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)(3号及び4号炉共用)</p> <p>(「遮へい設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>一式</p> <p>(iv) 換気設備</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質の除去低減及び火災により発生する燃焼ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける、</p> <p>b. 緊急時対策所換気設備</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、代替緊急時対策所内及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性並びに緊急時対策所遮へい(代替緊急時対策所)及び緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備として、代替緊急時対策所空気浄化</p>	<p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策諸遮蔽 一式</p> <p>(「遮蔽設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>(iv) 換気設備</p> <p>通常運転時、設計基準事故時及び重大事故時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質の除去低減及び中央制御室外又は緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。</p> <p>b. 緊急時対策所非常用換気設備</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮へいの性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離、その他に燃焼ガス又は有毒ガスから適切に防護するための設備を設ける設計とする。また、緊急時対策所災害対策本部内に緊急時対策所用差圧計を設置し、災害対策本部内が正圧化されていることを確認、把握可能な設計とする。</p>	<p>相違点</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>玄海3・4号固有の記載</p> <p>設備名称の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載・設備の相違（東二固有）</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>ファン、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び代替緊急時対策所加圧設備を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン(3号及び4号炉共用) (「換気設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>台 数 2 容 量 約100m³/min(1台当たり)</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット(3号及び4号炉共用) (「換気設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>型 式 微粒子フィルタ/よう素フィルタ 基 数 2 容 量 約100m³/min(1基当たり)</p> <p>効 率 単体除去効率 99.97%以上(0.15μm粒子)/95% 以上(有機よう素)、99%以上(無機よう素) 総合除去効率 99.99%以上(0.7μm粒子)/ 99.75%以上(有機よう素)、 99.99%以上(無機よう素)</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>(a) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(b) 緊急時対策所(緊急時対策棟内) 緊急時対策所加圧設備(3号及び4号炉共用) (「換気設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>型 式 空気ポンベ 個 数 一式</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計を設置又は保管する設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所非常用送風機 (「非常用換気設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>台 数 1(予備1) 容 量 </p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置 (「非常用換気設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>台 数 1(予備1) よう素除去効率 99%以上(相対湿度70%以下において) 粒子除去効率 99.9%以上</p> <p>緊急時対策所用差圧計 (「非常用換気設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>台 数 1 測定範囲 0.0~20.0 Pa以上</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所加圧設備 (「非常用換気設備」及び「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>型 式 空気ポンベ 個 数 一式</p>	<p>の記載</p> <p>設備名称の相違 設備の相違(東二固有)</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違(東二固有)</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>設備名称の相違</p>

比較表（6 1 条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>1.1.7.5 各設備の基本設計方針</p> <p>(18) 緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にて継続使用する一部のものを除き、その機能に係る設備を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>1.1.7.5 各設備の基本設計方針</p> <p>(18) 緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>(3) 適合性説明 (緊急時対策所)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にて継続使用する一部のものを除き、その機能に係る設備を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、<u>基準津波の影響</u>を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「<u>1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計</u>」及び「<u>1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</u>」に基づく設計とする。また、</p>	<p>(3) 適合性説明 (緊急時対策所)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、<u>基準津波及び基準津波を超え敷地に遡上する津波の影響</u>を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「<u>1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計</u>」及び「<u>1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</u>」に基づく設計とする。また、</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載の相違（東二固有） 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側から<u>室内</u>に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<u>身体サーベイ</u>及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。<u>身体サーベイ</u>の結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、<u>身体サーベイ</u>を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を<u>設ける</u>。</p> <p>重大事故等対処設備(居住性の確保)として、<u>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)</u>、<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタを使用する。</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、<u>かつ</u>、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内でのマスクの着用、交代要員体制、<u>安定ヨウ素剤</u>の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない<u>ことを判断基準とする。</u></p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密</p>	<p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から<u>緊急時対策所内</u>に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<u>身体汚染検査</u>及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。<u>身体汚染検査</u>の結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、<u>身体汚染検査</u>を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を<u>設置する設計とする</u>。</p> <p>重大事故等対処設備(居住性の確保)として、緊急時対策所<u>遮蔽</u>、緊急時対策所<u>非常用換気設備</u>である<u>緊急時対策所非常用送風機</u>、<u>緊急時対策所非常用フィルタ装置</u>と<u>緊急時対策所加圧設備</u>及び<u>緊急時対策所用差圧計</u>、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>、緊急時対策所エリアモニタを設置する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(2011.3.11)と同等と<u>仮定した事故</u>に対して、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、<u>安定ヨウ素剤</u>の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない<u>設計とする</u>。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所<u>遮蔽</u>は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所<u>遮蔽</u>の性能とあいまって、居住性に係る判断</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>性及び緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離<u>その他の適切に</u>防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の<u>緊急時対策所換気設備</u>として、<u>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</u>及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、<u>室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及び加圧判断に使用する可搬型エリアモニタ</u>を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所(緊急時対策棟内)において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)で表示できるよう、<u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置</u>を設置する設計とする。</p> <p><u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)</u>の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所(緊急時対策棟内)から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、<u>地方公共団体</u>、<u>その他関係機関</u>等の発電所の内外</p>	<p>基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離、<u>その他に燃焼ガス又は有毒ガスから適切に</u>防護するための設備を設ける設計とする。<u>また、緊急時対策所災害対策本部内に緊急時対策所用差圧計を設置し、災害対策本部内が正圧化されていることを確認、把握可能な設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所の<u>緊急時対策所非常用換気設備</u>として、<u>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置</u>及び緊急時対策所加圧設備、<u>緊急時対策所用差圧計</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、<u>災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する</u>とともに、<u>災害対策本部内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減するための判断と加圧のための判断が確実におこなえるよう、緊急時対策所内外の放射線量を監視、測定するための可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタ</u>を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう<u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u>(以下「SPDS」という。)を設置する設計とする。</p> <p><u>SPDSのうちデータ伝送装置</u>の電源は、<u>非常用所内電源</u>(非常用ディーゼル発電機)に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<u>常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車</u>から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、<u>自治体</u>、<u>その他関係機関</u>等の発電所の内外の通信連絡をする必要がある</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載・設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

比較表（6 1 条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の通信連絡設備として、<u>携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備(電源の確保)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、<u>緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</u>を使用する。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを、予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて、燃料を補給できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の通信連絡設備は、「10.12 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p><u>大容量空冷式発電機は、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、事故対応において3号炉及び4号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)、SPDSデータ表示装置、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用す</p>	<p>場所と通信連絡を行うために、通信設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信設備として、<u>衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備(電源の確保)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、<u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び緊急時対策所用M/C</u>を使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを2台設置することで、多重性を確保する設計とする。また、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、1基で緊急時対策所用発電機を7日間連続運転できる燃料を有するものを2基設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、常用所内電気設備からの受電電圧低下を検出することで自動起動し、緊急時対策所へ電源を給電する設計とする。また、緊急時対策所用発電機の運転中は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機給油ポンプにより自動で燃料補給ができる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、「8.1 放射線管理設備」にて記載する。</p> <p>SPDS(データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置、SPDSデータ表示装置)は、「10.12 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備は、「10.12 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p><u>常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車は、(10.2 代替電源設備)にて記載する。</u></p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現・設備の相違(東二固有)</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」に記載 SPDSは通信連絡設備に含め記載</p> <p>設備名称の相違</p> <p>玄海3・4号固有の記載</p> <p>*東二は必要な情報の把握設備は通信連絡設備に含め記載</p> <p>*東二は、敷地内に二以上の発電用原子炉施設はないため共用の記載なし</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>る設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉ごとに表示・監視できる設計とする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>なお、代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)において継続使用する一部のものを除き、その機能に係る設備を含め、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、<u>緊急時連転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を設置する、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p> <p>また、<u>室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する。</u></p> <p>10.9.1.2 設計方針</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)(以下「SPDS」という。)を設置する。発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受話器(ページング)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備(加入電話、加入FAX)、専用電話(専用電話(ホットライン)(自治体向))及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が対策要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>10.9.1.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要</p>	<p>相違点</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違(東二固有)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する設計とする。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>(4) <u>室内</u>の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する設計とする。</p> <p>10.9.1.3 主要設備</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)の主要設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所(3号及び4号炉共用)</p> <p>異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、代替緊急時対策所を設置する。</p> <p>代替緊急時対策所は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)(3号及び4号炉共用)</p> <p>異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所(緊急時対策棟内)を設置する。</p> <p>(3) <u>情報収集設備</u>(3号及び4号炉共用)</p> <p>中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、<u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置</u>を設置する。代替緊急時対策所の情報収集設備のうち緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の一部の機能は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)において引き続き使用する。</p> <p>代替緊急時対策所の情報収集設備のうち緊急時対策所(緊急時対策棟内)において継続使用しない緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の一部の機能及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(4) 通信連絡設備(3号及び4号炉共用)(10.12通信連絡設備)</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(5) 酸素濃度計(3号及び4号炉共用)</p> <p><u>室内</u>の酸素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるように、酸素濃度計を配備する。</p>	<p>な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する設計とする。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>(4) <u>災害対策本部内</u>の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>10.9.1.3 主要設備</p> <p>緊急時対策所の主要設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p> <p>(2) 情報収集設備(10.12通信連絡設備)</p> <p>中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するためSPDSを設置する。</p> <p>(3) 通信連絡設備(10.12通信連絡設備)</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 酸素濃度計</p> <p><u>災害対策本部内</u>の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、酸素濃度計を保管する。</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計</p> <p><u>災害対策本部内</u>の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>代替緊急時対策所の酸素濃度計は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>(6) 二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用)</p> <p>室内の二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を配備する。</p> <p>代替緊急時対策所の二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をもって廃止する。</p> <p>10.9.1.4 主要仕様の仕様</p> <p>緊急時対策所の設備仕様を第10.9.1表に示す。</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の概略系統図を第10.9.6図から第10.9.11図に示す。</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、<u>基準津波の影響</u>を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の</p>	<p>10.9.1.4 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第10.9-1表に示す。</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるように、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の概略系統図を第10.9-1図から第10.9-5図に示す。</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるように、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、<u>基準津波及び基準津波を</u> <u>超え敷地に遡上する津波</u>の影響を受けない位置に設置する。地震及び津波に対して</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載の相違（東二固有）</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>耐震設計」及び「<u>1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</u>」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<u>身体サーベイ</u>及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。<u>身体サーベイ</u>の結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、<u>身体サーベイ</u>を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>a. 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(居住性の確保)として、<u>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)</u>、<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備</u>、<u>酸素濃度計</u>、<u>二酸化炭素濃度計</u>、<u>緊急時対策所エアモニタ及び可搬型エアモニタ</u>を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内でのマスクの着用、交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>(a) 緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)及び緊急時対策所換気設備</p> <p><u>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)</u>は、重大事故等が発生した場合において、<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいま</u></p>	<p>は、「<u>1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計</u>」, 「<u>1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</u>」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないように、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室のある建屋から十分な離隔を設けた場所に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<u>身体汚染検査</u>及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。<u>身体汚染検査</u>の結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、<u>身体汚染検査</u>を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備(居住性の確保)として、<u>緊急時対策所遮蔽</u>、<u>緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機</u>、<u>緊急時対策所非常用フィルタ装置と緊急時対策所加圧設備</u>、<u>緊急時対策所用差圧計及び酸素濃度計</u>、<u>二酸化炭素濃度計</u>、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>、<u>緊急時対策所エアモニタ</u>を設置する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(2011.3.11)と同等と仮定した事故に対して、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>(a) 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備</p> <p><u>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所建屋と一体で構成される緊急時対策所遮蔽とともに、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備</u></p>	<p>相違点</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違(東二固有)</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>て、<u>居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)(3号及び4号炉共用)</u> ・<u>緊急時対策所非常用空気浄化ファン(3号及び4号炉共用)</u> ・<u>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット(3号及び4号炉共用)</u> ・<u>緊急時対策所加圧設備(3号及び4号炉共用)</u> <p>(b) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、<u>室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計(3号及び4号炉共用) ・二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用) <p>(c) 放射線量の測定</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、<u>室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及び加圧判断に使用する可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所エリアモニタの指示値は、<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)内にて容易かつ確実に把握できる設計とする。また、可搬型エリアモニタの指示値は、無線によ</u></p>	<p>は、<u>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(災害対策本部等)にとどまる対策要員の被ばく低減のために、適切な換気設計を行い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(2011.3.11)と同等と仮定した事故に対して、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、非常用換気設備及び加圧設備の設計にあたっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。さらに、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離、その他に燃焼ガス又は有毒ガスから適切に防護するための設備を設ける設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所災害対策本部内に緊急時対策所用差圧計を設置し、災害対策本部内が正圧化されていることを確認、把握可能な設計とする。</u></p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所加圧設備 ・緊急時対策所用差圧計 <p>(b) 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</p> <p>緊急時対策所には、<u>災害対策本部内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 <p>(c) 放射線量の測定</p> <p>緊急時対策所には、<u>災害対策本部内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減するための判断と加圧のための判断が確実におこなえるよう、緊急時対策所内外の放射線量を監視、測定するための可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所エリアモニタの指示値は、<u>災害対策本部内にて容易かつ確実に把握</u></p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>り伝送し、<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)</u>内で監視できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所エリアモニタ(3号及び4号炉共用) ・<u>可搬型エリアモニタ</u>(3号及び4号炉共用) <p>b. 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>(a) <u>情報収集のための設備</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重事故等対処設備(情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所(緊急時対策棟内)において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)で表示できるよう、<u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置</u>を設置する設計とする。</p> <p><u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)</u>の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<u>大容量空冷式発電機</u>から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)</u>(3号及び4号炉共用) ・<u>SPDSデータ表示装置</u>(3号及び4号炉共用) ・<u>大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備)</u> <p>その他、設計基準事故対処設備である<u>非常用電源設備</u>のディーゼル発電機を<u>重大事故等対処設備</u>として使用する。</p> <p>(b) <u>通信連絡のための設備</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所(緊急時対策棟内)から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所</p>	<p>できる設計とする。また、<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>の指示値は、無線により伝送し、災害対策本部内で監視できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所エリアモニタ ・<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>(8.1 放射線管理設備 8.1.2 重大事故等時) <p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>(a) <u>情報収集設備</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重事故等対処設備(情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所(緊急時対策棟内)において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう<u>データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置</u>で構成する<u>SPDS</u>を設置する設計とする。</p> <p><u>SPDSのうちデータ伝送装置</u>の電源は、<u>非常用所内電源(非常用ディーゼル発電機)</u>に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<u>常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車</u>から給電できる設計とする</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>SPDS</u>(10.12 通信連絡設備) ・<u>常設代替高圧電源装置</u>(10.2 代替電源設備) ・<u>可搬型代替低圧電源車</u>(10.2 代替電源設備) <p>その他、設計基準事故対処設備である<u>非常用ディーゼル発電機</u>を<u>重大事故等対処設備(設計基準拡張)</u>として使用する。</p> <p>(b) <u>通信連絡設備</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所(緊急時対策棟内)から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、<u>自治体</u>、その他関係機関等の発電所の内外</p>	<p>相違点</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>SPDSは(10.12 通信連絡設備)に記載</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の通信連絡設備として、<u>携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>を設置又は保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>携帯型通話設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時)</u> ・<u>衛星携帯電話設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時)</u> ・<u>無線連絡設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時)</u> ・<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(3号及び4号炉共用)(10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時)</u> <p>c. 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備(電源の確保)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、<u>緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</u>を使用する。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを、予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて、燃料を補給できる設計とする。</u></p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所用発電機車(3号及び4号炉共用)</u> ・<u>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(3号及び4号炉共用)</u> ・<u>緊急日寺対策所用発電機車用給油ポンプ(3号及び4号炉共用)</u> 	<p>の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、<u>衛星電話設備(固定型)</u>、<u>衛星電話設備(携帯型)</u>、<u>無線連絡設備(携帯型)</u>、<u>携行型有線通話装置</u>、<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)</u>を設置又は保管する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>衛星電話設備(固定型)(10.12 通信連絡設備)</u> ・<u>衛星電話設備(携帯型)(10.12 通信連絡設備)</u> ・<u>無線連絡設備(携帯型)(10.12 通信連絡設備)</u> ・<u>携行型有線通話装置(10.12 通信連絡設備)</u> ・<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)(10.12 通信連絡設備)</u> <p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所には、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備(電源の確保)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、<u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び緊急時対策所用M/C</u>を使用する。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを2台設置することで、多重性を確保する設計とする。また、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、1基で緊急時対策所用発電機を7日間連続運転できる燃料を有するものを2基設置する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、常用所内電気設備からの受電電圧低下を検出することで自動起動し、緊急時対策所へ電源を給電する設計とする。また、緊急時対策所用発電機の運転中は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機給油ポンプにより自動で燃料補給ができる設計とする。</u></p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所用発電機</u> ・<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u> 	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載・設備の相違(東二固有)</p> <p>記載・設備の相違(東二固有)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（61条 緊急時対策所）

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。</p> <p>ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。</p> <p>携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、「10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>ディーゼル発電機及び大容量空冷式発電機は、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>10.9.2.2.1 多重性、多様性、独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟内に設置し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置及び保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィル</p>	<p>・緊急時対策所用発電機給油ポンプ</p> <p>・緊急時対策所用M/C</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、「8.1 放射線管理設備 8.1.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>SPDS、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)及び緊急時対策支援システム伝送装置は、「10.12 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車は、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>10.9.2.2.1 多重性、多様性、独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、中央制御室のある建屋から十分な離隔を設けた独立した建屋とし、建屋と一体の緊急時対策所遮蔽並びに緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所用差圧計を設置するとともに、緊急時対策所非常用換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置並びに緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び緊急時対策所用M/Cは、中央制御室のある建屋から十分な離隔を設けた緊急時対策所内、外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所</p>	<p>相違点</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」に記載</p> <p>SPDSは(10.12 通信連絡設備)に記載</p> <p>設備名称の相違</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載・設備の相違(東二固有)</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の相違(東二固有)</p>

比較表（6 1 条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p><u>タユニットは、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを合計3台(3号及び4号炉共用)保管することで、多重性を持つ設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機の7日分の連続定格運転に必要なタンク容量を有するものを合計2基(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機用給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機の連続定格運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを合計2台(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</u></p>	<p>非常用フィルタ装置は、1系統で緊急時対策所内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを予備も含めて合計2系統設置することで、多重性を確保する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを2台設置することで、多重性を確保する設計とする。また、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、1基で緊急時対策所用発電機を7日間連続運転できる燃料を有するものを2基設置する設計とする。</p>	<p>記載・設備の相違（東二固有）</p>
<p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、緊急時対策棟と一体のコンクリート構造物とし、<u>倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>居住性の確保に使用する<u>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、他の設備から独立して使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>居住性の確保に使用する<u>緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>居住性の確保に使用する<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ</p>	<p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし、<u>耐震構造により基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計としており、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は、通常時は接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等においては、重大事故等対処設備として系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所用差圧計及び酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能であり、また、保管並びに設置場所において固縛等により固定することで、他の設備に</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違（東二固有）</p> <p>設備名称の相違</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>情報の把握に使用する緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所用発電機は、設置場所において車輪止めによって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機用給油ポンプは、他の設備から独立して使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.9.2.2.3 共用の禁止</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、事故対応において3号炉及び4号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)、SPDSデータ表示装置、緊急時対策所用発電機用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機用給油ポンプを設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉ごとに表示・監視できる設計とする。</p>	<p>悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用M/Cによって通常時は接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機給油ポンプは、他の設備から独立して使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.9.2.2.3 共用の禁止</p> <p>敷地内に二以上の発電用原子炉施設はないことから、居住性の確保に使用する緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計並びに電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機用燃料タンク、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び緊急時対策所用M/Cは共用しない。</p>	<p>相違点</p> <p>SPDSは(10.12通信連絡設備)に記載</p> <p>記載・設備の相違(東二固有)</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載・設備の相違(東二固有)</p>

比較表（6 1 条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>10.9.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所(緊急時対策棟内)に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化ビルタユニット及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化ビルタユニットは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を換気するためのファン容量及びフィルタ容量を有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所非常用空気浄化ビルタユニットは、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p>	<p>10.9.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の災害対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、最大約100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所非常用換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(2011.3.11)と同等と仮定した事故に対して、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所内にとどまる対策要員の被ばくを低減し、かつ、酸素濃度、二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、緊急時対策所内を換気するためのファン容量及びフィルタ容量を確保する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所内に対し、過度の放射線被ばくから防護し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、故障時及び保守点検時の予備も含めて合計2系統設置する設計とする。</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違 設備の相違（東二固有）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

比較表（6 1 条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十分な余裕を持つ設計とする。<u>保有数は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧するために必要な容量の空気ポンベに、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を加え、一式(3号及び4号炉共用)を保管する。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、<u>それぞれ1個を1セットとし、3号炉及び4号炉で1セット使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2セットの合計3セット(3号及び4号炉共用)を保管する。</u></p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、<u>緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の放射線量の測定が可能な計測範囲を持つものを1セット1個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個(3号及び4号炉共用)を保管する。</u></p> <p>可搬型エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の加圧判断が可能な個数として3号炉及び4号炉で1セット1個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p><u>代替電源設備である緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台(3号及び4号炉共用)を保管する。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、</p>	<p>緊急時対策所加圧設備は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る線量評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所の災害対策本部内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十分に余裕を持った設計とする。</p> <p>緊急時対策所用差圧計は、災害対策本部内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、<u>それぞれ1台使用する設計とする。保有数は、それぞれ故障時及び保守点検時の予備1台を加えた合計2台を保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量を監視し、測定が可能な計測範囲を持つものを、1台使用する設計とする。保有数は、故障時及び保守点検時の予備1台を加えた合計2台を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の代替電源設備である緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、合計2台設置することにより、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、1基で緊急時対策所用発電機の7日分の連続定格運転できる燃料容量を有するものを、合計2基設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機の連続定格運</p>	<p>相違点</p> <p>記載・設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>可搬型モニタリング・ポストについては「3.17 監視測定設備」に記載</p> <p>SPDSは（10.12 通信連絡設備）に記載</p> <p>記載・設備の相違（東二固有）</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p><u>緊急時対策所用発電機車の7日分の連続定格運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内) <u>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、屋外及び緊急時対策棟内に設置し、コンクリート構造物として緊急時対策棟と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u> <u>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</u> <u>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u> <u>緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用発電機車は、屋外に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</u> 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内(計測場所)で可能な設計とする。 可搬型エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に保管するとともに、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、原子炉補助建屋及び4号炉の原子炉周辺建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>転に必要な燃料を供給できる容量を有するものを、合計2台設置する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋と一体で構成されており、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、屋外の環境条件を考慮した設計とする。 緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置と緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計及び酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所内に設置又は保管し、重大事故等時における緊急時対策所の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。 緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所用M/Cは、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における緊急時対策所の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、緊急時対策所の屋外(地下)に設置する設備であることから、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内から可能な設計とする。</p>	<p>相違点</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 設備の相違（東二固有）</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載・設備の相違（東二固有）</p> <p>可搬型モニタリング・ポストについては「3.17 監視測定設備」に記載</p> <p>SPDSは（10.12 通信連絡設備）に記載</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>SPDS データ表示装置は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p><u>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を使用した居住性の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えることができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備の運転・停止を行う必要があるため、緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるように、緊急時対策棟近傍に配備し、簡便な接続規格による接続とする設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧する必要があるため、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の手動弁により確実に空気加圧操作ができる設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタを使用した放射線量の測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、人力により容易に運</u></p>	<p>10.9.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>緊急時対策所の非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、緊急時対策所内に設置する。重大事故等が発生した場合に、通常時の系統から当該非常用の系統へ速やかに設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所災害対策本部内の操作スイッチにより切り替え操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるように、緊急時対策所内に配備する設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所内を速やかに加圧する必要があるため、緊急時対策所災害対策本部内の操作スイッチにより空気加圧操作ができる設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、想定される重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内に人力により容易に持ち運びができ、付属の操作スイッチにより容易かつ確実に操作ができる設計とする。また、使用にあたり他の系統と切り替えせずに使用できる設計とする。</p>	<p>相違点</p> <p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載・設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>可搬型モニタリング・ポストについては「3.17 監視測定設備」に記載</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p><u>搬できる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。</u> <u>また、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</u></p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を使用した情報の把握を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを使用した電源の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替える設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを積載し、設置場所にて固定できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策棟及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続が速やかに行えるよう、緊急時対策棟近傍に配備する。緊急時対策棟との電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続は、フランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策棟近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる・操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所の代替電源設備である緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び緊急時対策所用M/Cは、緊急時対策所内に設置する。また、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、緊急時対策所近傍の屋外(地下)に設置する。</p> <p>緊急時対策所代替電源設備への切り替え操作は、緊急時対策所用M/Cが、通常時の電源である常用所内電気設備からの受電電圧低下を検出することで、緊急時対策所用発電機が自動起動し、緊急時対策所の機能を維持するために必要となる電源を給電する設計とする。また、緊急時対策所用発電機への燃料供給は、緊急時対策所用発電機給油ポンプが自動起動し、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから供給できる設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用M/Cの遮断器については、手動による運転切り替え操作が可能な設計としており、緊急時対策所災害対策本部内の操作スイッチにより切り替え操作が可能な設計とする。</p>	<p>SPDSは(10.12通信連絡設備)に記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載・設備の相違(東二固有)</p>
<p>10.9.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>緊急時対策所(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第10.9.2表及び第10.9.3表に示す。</p>	<p>10.9.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>緊急時対策所(重大事故等時)の主要設備及び仕様は第10.9-2表及び第10.9-3表に示す。</p>	<p>記載表現の相違</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>10.9.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように点検口を設ける設計とし、性能の確認が可能なようフィルタを取り出すことが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、<u>通気による機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</u>緊急時対策所加圧設備は、規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、<u>機能・性能の確認(特性の確認)が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</u></p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、<u>模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</u></p> <p>情報の把握に使用する緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機は、<u>模擬負荷による機能・性能の確認が可能な設計とする。</u>緊急時対策所用発電機は、分解又は取替が可能な</p>	<p>10.9.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所遮蔽は、外観検査とともに、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、外観検査とともに機能・性能検査として、試運転により正圧化機能の確認及びフィルタ性能について確認することが可能な設計とする。また、分解検査により部品状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所加圧設備は、外観検査として空気ポンベ残圧の確認が可能とし、機能・性能検査として、試運転による機能確認とともに、災害対策本部を正圧化した状態において差圧測定を行うことにより、気密性能確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所用差圧計は、外観検査とともに機能・性能検査として、計器の校正が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、外観検査とともに機能・性能検査として、校正ガスによって指示値の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所エリアモニタは、外観検査とともに機能・性能検査として、線源による校正が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保として使用する緊急時対策所用発電機は、外観検査とともに、機能・性能検査として、模擬負荷を接続することにより出力性能(発電機電圧、電流、周</p>	<p>代替緊急時対策所として、玄海3・4号固有の記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載・設備の相違（東二固有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>可搬型モニタリング・ポストについては「3.17 監視測定設備」に記載</p> <p>SPDSは（10.12 通信連絡設備）に記載</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載・設備の相違（東二固有）</p>

比較表（61条 緊急時対策所）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p><u>設計とする。また、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機用給油ポンプは、通常時の系統構成により機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機用燃料油貯蔵タンクは、油量、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能なように油面計を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機用給油ポンプは、分解が可能な設計とする。</u></p>	<p>波数)の確認及びケーブルの絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。また、分解検査により部品状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保として使用する緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、外観検査とともに、機能・性能検査として、燃料を供給する配管ルートに隔離弁を設け、漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保として使用する緊急時対策所用発電機給油ポンプは、外観検査とともに、機能・性能検査として、ポンプの吐出圧力、系統（ポンプ廻り）の振動、異音、異臭及び漏えいの有無が確認可能な設計とする。また、分解検査により部品状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保として使用する緊急時対策所用M/Cは、外観検査とともに、機能・性能検査として、受電された状態で緊急時対策所用M/Cの母線電圧の確認ができるとともに、停止中に絶縁抵抗の確認が可能な設計とする。また、分解検査により部品状態の確認が可能な設計とする。</p>	<p>記載・設備の相違（東二固有）</p>